

# 青森県報

第三千九百九十五号

平成二十七年  
五月十五日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	同	二
右 同	同	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	高齢福祉課	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	同	三
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	同	三
漁船保険付保義務の発生	下北地局	三
公 告		
林業用種苗生産事業者の登録	林政課	四
建設業者の許可の取消し	上北地局	四
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任	東青地局	四

## 告 示

青森県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みどりが丘整形外科クリニック	むつ市緑ヶ丘三五の五	平成二七・四・一
ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四	二七・四・三

青森県告示第三百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	事 業 所	指 定 年 月 日
株式会社杏苑 黒石市大字牡丹 平字福民西七四 の二二一	訪問看護ステーションあ んずの里 黒石市大字牡丹 平字福民西七四の二 二	平成 二七 ・五 ・一

医療法人幸仁会	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	訪問看護ステーションみちのく	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	二六・七三〇
---------	--------------------	----------------	--------------------	--------

青森県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
相馬歯科医院	弘前市大字富田二丁目九の三	平成二七・二六

青森県告示第三百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
みどりが丘整形外科クリニック ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の五 むつ市緑ヶ丘三五の四	平成二七・四・一 二七・四・三

青森県告示第三百六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

事 業 者	事 業 所	指 定 年 月 日
株式会社杏苑 黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二一 医療法人幸仁会 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	訪問看護ステーションあんずの里 黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二一 訪問看護ステーションみちのく 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四九	平成二五・七・九 二六・七・三〇

青森県告示第三百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	行 業 所	廃止の届出年月日	廃止年月日
氏 名 名称又は 主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	年 月 日	年 月 日

株式会社 太陽	弘前市大字外崎 三丁目四の四	訪問介護	陽事業所太	四崎三丁目四の外	二七・三九・二七・四一	二七・三九・二七・四一
社会福祉 法人青森 社会福祉 振興団	むつ市十二林一 の二三	通所介護	センター サービス	むつ市十二林 一の一三	二七・三三	二七・三三
おいらせ 町	上北郡おいらせ 町中下田一三五 の二	訪問看護	おいらせ 町訪問看護 センター	上北郡おいら せ町上明堂一 の二	平成 二七・三三	平成 二七・三三

青森県告示第百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人 社会団豊仁 会	八戸市石堂一丁 目一四の四	居宅介護 支援事業所	八戸市柏崎一丁 目一の四	二七・四六	二七・四六
株式会社 太陽	弘前市大字外崎 三丁目四の四	居宅介護 支援事業所	弘前市大字外崎 三丁目四の四	平成 二七・三九	平成 二七・四一
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	届出の 年月日	廃止の 年月日
指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う 事業所			

青森県告示第百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 太陽	弘前市大字外崎 三丁目四の四	介護訪問 介護	陽事業所太	四崎三丁目四の外	二七・三九・二七・四一	二七・三九・二七・四一
社会福祉 法人青森 社会福祉 振興団	むつ市十二林一 の二三	通所介護	センター サービス	むつ市十二林 一の一三	二七・三三	二七・三三
おいらせ 町	上北郡おいらせ 町中下田一三五 の二	訪問看護	おいらせ 町訪問看護 センター	上北郡おいら せ町上明堂一 の二	平成 二七・三三	平成 二七・三三

青森県告示第百六十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡大間町大字奥戸字向町八六の一 竹内 勝久	奥戸
下北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七 佐々木 明	

下北郡大間町大字奥戸字向町八五の二一  
菊野信男

公 告

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	二九七・四三〇	登録年月日	平成二十七年五月十五日
生産事業者	氏名又は名称	赤坂和男	住所
	住 所	三戸郡五戸町大字倉石沢三	
生産事業の内容	採 取	赤坂和男	事 業 所
	精 選	三戸郡五戸町大字倉石沢三	
木 名	幼苗	赤坂和男	所在地
	幼苗以外	三戸郡五戸町大字倉石沢三	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 竜馬電業株式会社
- 二 代表者の氏名 馬場 竜憲

出 先 機 関

- 三 主たる営業所の所在地 三沢市古間木三丁目二五六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第五〇〇四四〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 大工、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、原別土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年五月十五日

東青地域農民局長 近 藤 宏

役員別	氏 名	住 所	就任及び退任年月日
理 事	鹿内 武安	青森市原別二丁目三の八	平成二七・四・二就任
"	小笠原啓悟	大字泉野字野脇二五の一	"
"	森山 武二	原別六丁目七の三〇	"
"	和田 由春	大字八幡林字熊谷六八	"
"	斉藤 隆治	大字諏訪沢字野田一四九	"
監 事	東 民夫	原別二丁目八の二〇	"
"	小笠原武俊	" 二丁目六の二五	"
理 事	鹿内 武安	" 一丁目三の八	二七・四・一〇退任
"	小笠原啓悟	大字泉野字野脇二五の一	"
"	森山 武二	原別六丁目七の三〇	"

“	監	“	“
東	事		
民	小笠原武俊	斉藤隆治	和田由春
夫			
“	“	“	“
“	原別二丁目六の二五	大字諏訪沢字野田一四九	大字八幡林字熊谷六八
二丁目八の二〇			
“	“	“	“

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭